

大地震が発生した際の区の活動態勢の見直しについて

1 見直しの目的

電気やガス、水道などのライフラインの耐震化が進み、また昭和56年の新耐震基準に適合した建物が多くなってきていること等により、近年発生した震度5弱以下の地震による被害は、ほとんどが軽微なものであった。

しかし、現在の地域防災計画では、「災害が発生した際の区の活動態勢」、特に、大地震を想定した災害対策本部態勢では、震度5弱で全職員が参集する基準のままとなっている。そこで、これまでの地震被害の状況を踏まえ、より実効性と機動力のある本部態勢とするために、段階的に動員規模を拡大する態勢に見直すものである。

2 見直しの概要

(1) 全職員が参集する基準の見直し

現在の態勢では、勤務時間内、勤務時間外に関わらず「震度5弱以上」の地震により災害が発生した場合は、災害対策本部の第二非常配備態勢（区職員全員約3,000人）によって災害応急対策を実施することになっている。この全員が参集する基準の震度を「震度5弱」から「震度5強」に引き上げる。

(2) 特別非常配備態勢の見直し

上記の災害対策本部の参集基準の見直しに合わせて、「震度5弱以上」の地震が休日や夜間などの「勤務時間外」で発生した場合で、災害対策本部が設置されるまでの間に暫定的に設置される特別非常配備態勢を、以下のとおり見直すこととする。

① 名称の変更

「震度5弱」の地震では、地震による直接的な被害が少ないという前提に立ち、この態勢の主な業務は、区民からの問い合わせや区施設の安全確認・点検など、区民の不安を軽減するための情報収集及び伝達等の情報連絡活動とする。そこで、この態勢の活動内容を明確にするために、名称を「情報連絡態勢（震度5弱態勢）」に改める。

② 参集基準の順位づけ

この情報連絡態勢（震度5弱態勢）で、より迅速な情報連絡活動を行うために、参集する職員の優先基準を設けるものとする。

[優先順位1]

管理職及び防災課職員全員並びに区内在住の係長級職員

[優先順位2]

葛飾区、足立区及び江戸川区に在住する職員

[優先順位3]

業務上及び施設の維持管理などで必要とする職員

③ 態勢の規模の適正化

現在の特別非常配備態勢では、区内居住者を中心とする職員（約1,700人）が一斉に参集することとなっている。しかし、部によっては、情報連絡活動のほかに、所管する公共施設や学校、保育園、福祉施設などの施設や設備などの安全確認等も行う必要があることから、この態勢に必要な人数はそれぞれの部で算定することによって、規模の適性を図る。

(3) その他の職員

地震が発生した場合は、テレビやラジオ、区のホームページなどで地震による被害情報の収集に努めるとともに、震度5弱の地震でも、通信網が途絶して区との連絡が全く取れないような場合や、想定外に地震の被害が多く発生している場合などは、全職員が自発的に参集するものとする。

3 運用開始時期

平成23年度当初に、各部へ動員計画の作成を依頼し、平成23年6月1日を目途に運用を開始する。

4 職員への周知及び習熟

災害活動マニュアルを作成して全職員へ配付するとともに、職員訓練等を通じて、災害対策本部の各自の役割や活動内容の習熟を図る。

5 その他

この区の活動態勢の見直しについては、平成23年2月23日の葛飾区防災会議において、各防災関係機関へ周知済みである。

大地震が発生した際の区の活動態勢の比較表

[変更前]

発生時期	震度	震度5弱	震度5強以上	備考
勤務時間外	震度	特別非常配備態勢 (区内在住職員を中心に約1,700人) ↓ 災害対策本部第二非常配備態勢 (全職員約3千人)	災害対策本部第二非常配備態勢 (全職員約3千人)	特別非常配備態勢は、災害対策本部が設置されるまでの間
		災害対策本部第二非常配備態勢 (全職員約3千人)		
勤務時間内				

[変更後]

発生時期	震度	震度5弱	震度5強以上	備考
勤務時間外	震度	情報連絡態勢(震度5弱態勢) (管理職及び区内在住係長中心)	災害対策本部第二非常配備態勢 (全職員約3千人)	情報連絡態勢(震度5弱態勢)は、各部で必要人員を算定する
		※被害に応じた態勢		
勤務時間内				

※ 被害の発生の有無及び状況によって、特定の部課班による態勢、情報連絡態勢、災害対策本部第一非常配備態勢などをとる。

